

幸市民館日吉分館デジタル印刷機取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、幸市民館日吉分館に設置するコインベンダー付デジタル印刷機（以下「デジタル印刷機」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

（設置場所）

第2条 デジタル印刷機は幸市民館日吉分館印刷室に設置する。

（利用時間）

第3条 デジタル印刷機の利用時間は、幸市民館日吉分館の開館時間とする。

（複写料金）

第4条 デジタル印刷機の利用料金は製版1枚につき50円、印刷1枚につき0.4円（10円未満切上）とする。

（収納手続）

第5条 来館者用複写機の利用料金の収納手続については、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）に基づき行うものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。